対米輸出ナシに6品種が追加される

米国は植物検疫上の理由から「二十世紀」以外の日本産ナシの米国本土への輸入を禁止している。

このため、農林水産省はかねてより米国農務省に対し、日本産ナシの大幅な輸入解禁措置を要請し、両国の植物検疫当局間で技術的な検討を行ってきた。

その結果、平成元年12月、米国農務省から「新興」「豊水」「幸水」「長十郎」「新世紀」及び「新高」の6品種のナシについて、「二十世紀」と同様に、①輸出園地の指定、②果実の完全な袋掛け、③日米両国植物防疫官による合同の検査などの検疫条件（本誌第29号参照）のもとに輸入を認める旨の通知があった。

米国は、日本産ナシの輸入に関して特に黒斑病の自国への侵入を警戒し、今回の検討に際して品種ごとの黒斑病抵抗性を中心に技術的な検討が行われた。

今回の措置により、平成2年から上記6品種の米国本土への輸出が可能となったが、これまでに「二十世紀ナシ」を輸出している3県（鳥取、長野、福島）以外の県が新たに対米輸出を行う場合には、事前に米国の許可が必要である。

海外のニュース
ヨーロッパにおける火傷病発生地域の拡大

近年、火傷病がエジプトとイスラエルで発生拡大していることについては、本誌21号及び25号で紹介したが、最近のＦＡＯの植物防疫広報誌によれば、1986年ギリシア、イギリスの北アイルランド地方、スウェーデンで本病が新たに発生したとの報告があるので紹介する。

ギリシアでは、クレタ島及びミチリー二島のナシに本病が発生し、根絶防除事業が開始された。

イギリスではウエールズ及びイングランド地方における発生は既に知られていたが、1986年の夏、北アイルランド地方で、初めてコトネアスター、ナナカマド、ピラカンサに本病が発生し、直ちに根絶防除事業が開始された。

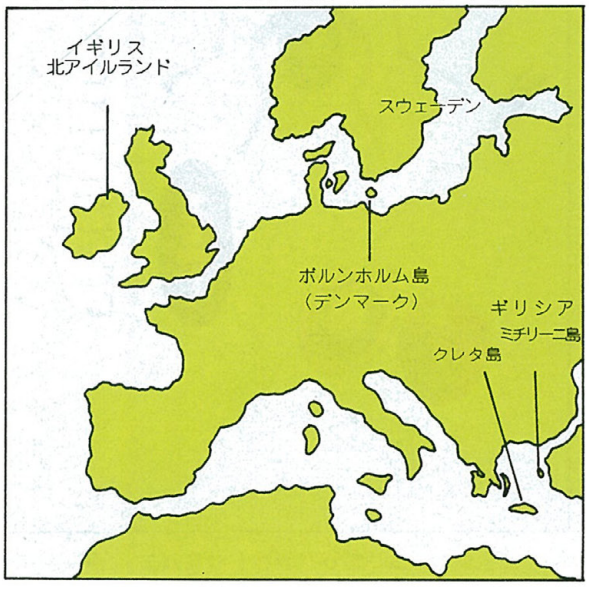

また、スウェーデンでは、ボルンホルム島対岸の南東部沿岸で、高さ8～10mのサンザシに囲まれたナシ及びリンゴの果樹園に発生した。この発生は、風や昆虫によって運ばれた火傷病菌（*Erwinia amylovora*）が、果樹園の周りのサンザシに2～3年前から既に感染し、これが伝染源となり果樹に拡がったものと推定されている。1986年8月にナシに本病が大発生し、枯死した樹が見られたがリンゴでの発生はなかった。9～10月にかけて、すべてのサンザシとナシり病樹を抜根焼却するとともに、全地域で綿密な調査が行われたが、他の地域での発生は確認されていない。

FAO Plant Protection Bulletin Vol 36:46－47（1988）

発行所　横浜植物防疫所
〒231 横浜市中区北仲通5-57（横浜農林水産合同庁舎）☎(045)211-2299
発行人　小畑琢志
編集責任者　長尾記明
印刷所　保土ケ谷印刷株式会社

農林水産省